

1. 件 名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構による核燃料輸送物設計承認申請（JMS-87Y-18.5T型及びJRC-80Y-20T型）に係るヒアリング（3）

2. 日 時：令和4年8月2日（火）10時00分～11時30分

3. 場 所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議システムを利用）

4. 出席者（※はTV会議システムによる出席）：

原子力規制庁 原子力規制部 核燃料施設審査部門

石井企画調査官※、日坂管理官補佐、甫出主任安全審査官、山後安全審査官、真下安全審査専門職

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

大洗研究所 環境技術開発センター 材料試験炉部

原子炉課長 他4名※

原子力科学研究所 研究炉加速器技術部 研究炉技術課

マネージャー 他2名※

核不拡散・核セキュリティ総合支援センター CTBT・輸送支援室  
技術主幹 他1名※

5. 自動文字起こし結果：別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

6. その他：

なし

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。規制庁の真下です。これから、J Aの核燃料輸送物設計承認申請に係る面談を開始します。まず、開示情報の発令に注意をしてください。
0:00:12	不開示情報を発令してしまった場合にはその場でその旨を指摘してください。
0:00:16	また、使用しない時のマイクについては、ミュートにするようお願いします。
0:00:20	また、発言の前には支部所属と氏名を述べてから発言をするようにしてください。
0:00:26	それでは前回の審査会合を踏まえて、J Aの方から今後の方針について説明をお願いします。
0:00:45	はい。
0:00:48	原子力機構大洗の菅谷です。
0:00:51	と審査会合後のジェイ・エム・エスの方針についてご説明させていただきます。
0:00:58	審査会合資料と申請書について若干の相違点がございますのでその点について反映をさせていただきます。
0:01:06	具体的には、経年変化の考慮につきまして、
0:01:11	スパーサー、こちらアルミニウム合金ですけども、こちらについて追加させていただきます。
0:01:18	一方で申請書につい、記載しております。附属機器の炭素高につきましては、こちらは記載を削除する予定であります。
0:01:29	従来通り記載させていただいてますステンレス中性子吸収材、木材につきましては、申請書等、記載ぶりにつきまして、
0:01:40	若干の相違点ございますのでこちらは審査会合資料に合わせたような形で記載を考えてございます。
0:01:51	主に審査会合につきましては経年変化の考慮に関わる部分になる形になりますので簡単ではございますが修正の方針は以上になります。
0:02:07	社長の方じゃ併せて元算の方からもお願いします。
0:02:14	はい、元算モトハシです。
0:02:17	ただいま尾張県の方からご説明があったものとほぼ同じでございますこちらのJ R C輸送容器に関しても、アルミニウム合金、
0:02:29	に関して追加すると。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:02:33	あとはですね今、
0:02:38	次が、輸送容器の
0:02:42	温度圧力にところの亀裂が生じないというところの記載も、足りないというところで、
0:02:50	この辺の記載も追加していきます。
0:02:55	あとは、
0:03:03	はい。
0:03:04	以上です。すいません以上です。
0:03:09	はい。規制庁の真下です。はい。説明ありがとうございます。それでは規制庁の方から、気になる点について指摘を相場お願いします。
0:03:19	規制庁のホデです。おはようございます。
0:03:24	ですね、今ご説明いただいた点で
0:03:31	申請書の記載についてはですね、先日の
0:03:39	審査会合での
0:03:42	御説明の内容ですね、これと矛盾がないようにということですね、今、いくつかお話いただきましたけれども、
0:03:53	ここに細かく見れば、いろいろとそう、審査会合の説明ということで、いろいろ
0:04:04	修正されているところがあろうと思い、あるという認識をしています。
0:04:11	従いまして、その辺の、先日の審査会合で説明した内容に即してるかどうか、そういうことをよくご確認いただいた上で、修正いただきたいと思えます。
0:04:27	特に疲労については、
0:04:34	申請書上は問題ないということは理解できるんですけども、説明の仕方についてはですね、金
0:04:44	最近承認を下ろした案件がございます。それが近畿来週には、ホームページ上に掲載されると。菅。
0:04:57	そういう予定です。
0:04:58	案件は原子燃料工業の案件です。
0:05:01	こちらの方の例えば、疲労等ですね、訴訟をFでどのように変えているかというふうなところをよく参照した上で、藤氏、
0:05:15	申請書わし申請書の修正をお願いしたいと考えています。
0:05:22	あとはいろいろ先ほど申し上げました通り、説明を充実というか、いろいろ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:05:33	その審査会合の資料で適正化を図られた内容を確実に反映していただきたいと、いうふうに考えております。
0:05:41	併せてですね、動詞をFと、結局、
0:05:47	我々が最終的に判断するところは、炉荘司規則適合性に対する評価というところがございます。
0:05:57	これについては、基本的には、すでに大洗研の方から、
0:06:05	これまで申請があって、
0:06:09	こちらの方を承認を交付している。
0:06:15	J R、J R アップ J - R 型。
0:06:19	こちらの記載とよく見比べていただいて、
0:06:24	フレームと言ったらおかしいですけども、記載の内容は、記載内容っていうか項目については、J - R f をよく見ていただきたいと。ただし当然
0:06:39	当然収納するものも違いますし、安全解析。
0:06:43	規則適合性の説明の方法を、相違すると思しますので、その辺りは、例えば書いてあることをそのまま J - R に帰って、記載されていることがそのまま使えると。
0:06:56	いうわけではないと思しますので、そのあたりはよく吟味していただいて修正いただきたいと、いうふうに考えております。
0:07:06	特に先ほどの形ね。
0:07:09	経年変化等の関連で言いますと、71号ですね、先ほど原科研の方からもちょっと出てましたけど、出てるところも、
0:07:22	ちょっと頭出しのようなところもありましたけども、特に41号、輸送物は安全かつ、
0:07:32	容易に取り扱えると。
0:07:34	こういう技術基準になっておりますけども、こういうところについても、1、
0:07:41	当然これまでも説明されている内容ではあるんですけども、ちゃんと経年変化を考慮して繰り返しに対して、
0:07:55	保守側に設定して鬼沢層のないことから例えば、
0:08:02	安全に取り扱えると、いうふうな、ちゃんとそ、
0:08:06	それを考慮したと、ということが考慮すると、ろ紙をFで宣言しているわけですから、それを踏まえた炉荘司のところについても、そのような記載ぶりに

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:08:17	をご検討いただきたいと思います。
0:08:20	42号のその圧力とか、熱とかというところについても同様でございます。
0:08:28	で、
0:08:30	あとですね、
0:08:33	その他のところで、これまでのここ数年ですれねし、最新の審査ということで確認している項目ってということで、技術上の基準に適合すると。
0:08:48	いうところに、非常にその説明が適切にその規則の要件に要件、規則でさらに定められている。
0:08:58	内容に対して適切に説明されているかどうかというところに着目をして、こちらの方も審査を進めております。
0:09:07	従いまして、密封性とか何かちょっと後、ご説明申し上げますけれども、そういうところについても、
0:09:19	記載に留意をいただきたいと思います。すでに基準に対して、どう適合しているかと。
0:09:26	というところに
0:09:30	ということところにフォーカスしてですね、
0:09:34	明確明確図っていただきたいと思いますというふうに考えてます。
0:09:38	その他、よろしいでしょうか。今経年変化と、規則適合性のところの、
0:09:47	このように修正いただくことがいただきたいということ、一応申し上げましたけれども、一応、今申し上げた形に従って沿っているかどうかということをご判断いただいた上で、中身のご確認をいただきたいと思います。
0:10:03	何かご質問ありますか。
0:10:08	はいランキンタニモトです今のところは特にコメント等はございません。
0:10:15	原科研も大事です。こちらと同じくコメントありません。はい、了解しました。
0:10:20	規制庁の石井ですけど。
0:10:24	原科研大洗研ともに、原燃工さんの最新の、
0:10:32	ですかね、申請、補正の申請の内容っていうのは、見ている状況だというふうに理解して大丈夫です。
0:10:43	すでに公表されてると思うんですけど、
0:10:51	大洗研タニモトでございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:10:55	審査会合にあたってですね四国電力の方はよく見てたんですけどもまだちょっと原稿の方はキャッチアップがまだ不十分ですので、来週
0:11:06	出ると言われますその審査書ですかね、それも踏まえて、きっちりと
0:11:14	受けて、
0:11:16	補正を図っていきたいと考えてございます。以上です。
0:11:19	規制庁吉井ですけど、もうおそらく7月20日付で、ホームページに、
0:11:26	今、お伝えした原燃工さんの変更承認申請書の一部補正っていうのが、
0:11:34	公開されてまして、そこに、特にその疲労の書き方、
0:11:39	がどうなってるかっていうのをよく見ていただきたいと。
0:11:43	ということなので、そこをまずきちんと確認して、審査書を出す前、審査書出してからではなくてもうおそらくこれを公開されてるものなので、
0:11:53	それをまず見てどういう方針にすべきかっていうのを見てください。それから、先ほどホデが説明した通り、審査書も概ね整理できているので、それは
0:12:07	近日中には公開できると思うので、その審査の内容をきちんと把握して自分たちの申請もどこを申請所に、その審査書の内容の一部と関連するのかっていうのをよく判断した上で、
0:12:21	申請書の適正化を図っていただきたいと思います。それで、原燃工さんのやつも、四国電力のところから比べると、いろいろこうブラッシュアップが図れてたり、適正化が図れているので、
0:12:37	全く同じにしてくださいというよりも、きちんと申請者側の責任としてどうあるべきか判断してください。
0:12:47	写しっていうことだけでは、そちらのキャスクに相当するのかどうかっていうことと、技術基準適合の、そちらとしての妥当性の判断っていうのを明確に書いてもらいたいというところもあるので、
0:13:01	その辺は原燃工の申請書を見見るとともに、事前に見ておいていただいて審査書が公開されたら、そこを踏まえて適切に反映してもらいたいというふうに思っています。
0:13:14	特に
0:13:15	大洗研だけじゃなくて原科研側もその疲労の部分っていうのは、記載の追加みたいな、
0:13:22	一番最初に何ですかね、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:13:25	発言の中で、土佐笹井というか、整っている部分があるというふうに発言されましたけど、こちらの理解としては、この前の審査会合はきちんといろいろヒアリングをした中で、
0:13:39	追加しなきゃいけない部分だと思っているので、もともともうきちんと本来は考慮されているものの中で、記載が適正化されてなかったっていう理解で、きちんとそこは適正化していただきたいと思います。
0:13:51	ここまではいいですかね。
0:13:56	はい、原子力機構大洗の谷本でございます 7月20日付のNFⅠ殿、申請書と、それから来週出る審査書の内容を踏まえまして申請を図っていきたくたいと。
0:14:08	考えてございますありがとうございます。
0:14:11	はい、原科研も大事で承知しました。
0:14:15	規制庁の石井です。その点はよろしくお願ひしますそれから、特に大洗研の木材の件については、
0:14:23	四国電力も見ていただいているということなんですけど、概ね、その審査省申請書を参考に、同じような情報を盛り込むことは可能というふうな理解で正しいですか。
0:14:39	はい、大原池野タニモトです。四国電力さんの審査書をベースに、盛り込んでいきたいというふうな考えます。以上です。
0:14:47	規制庁の石井です診察よという申請書の中身でちょっと一番気にしてるのは、四国電力の場合、
0:14:55	使用済み燃料の輸送。キャスクの緩衝体とか本体とかの温度分布解析結果とか、現れてるんですけど、
0:15:06	J Aとしてもうすでに済んでいて同じような情報を出せるというふうな理解してよろしいですか。何かこれから解析しなきゃいけないとか、
0:15:14	何か図面を作るのにすごい時間がかかるとかそういうことはないという理解で正しいですか。
0:15:30	大原県タニモトですけどもすか。その点につきまして少し確認させていただいてからちょっと回答させていただきたいと思います。
0:15:39	規制庁の石井です。
0:15:41	私の方は、あとここまでで、あと、それが確認できた段階で最後までもいいので、お話を考えております。これは引き続きよろしくお願ひしますすいません。
0:15:53	ここからは

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:15:56	以前のヒアリングで、申請書の中で、今の記載の中で、事実確認を
0:16:06	していく必要があるというふうに考えられる事項について、以前言ったことも併せてですね、ちょっとお尋ね、確認させていただきたいと思います。
0:16:22	まず、これ、両形式 J I S 型 J R C 方共通の話なんですけども、何やつですね。
0:16:32	申し上げたことがあると思うんですけども、
0:16:36	今の初期内圧というか、これは 38 度日陰に置いた段階で、ベントを開放して、そこから
0:16:47	理事者側の条件に持ってった時の内圧ですよというふうな記載。
0:16:53	ということで、設定しているということが申請書で書かれています。
0:16:57	ただしこれだけを見るとですね、38 度でやってるっていうことは 38 \$ 下がっていると。実際、中の温度ってもっと冷えてんじゃないの。
0:17:08	ということになるということで本当にこれ保証できるのかなという疑問が生じます。
0:17:16	一応ここですね、来申請書の中身からいくと、輸送容器内部の再生温度を、
0:17:27	に相当する圧力分が開会をされるというふうなことが書かれています。
0:17:35	ということで、保守性も認められると考えられます。
0:17:40	で、
0:17:41	したがいましてですね、現行の現行でそのようなやり方をやって、定めた圧力が、
0:17:52	いわゆる運搬中に予想される御温度、周囲の温度の変化に伴う圧力とかですね。
0:18:00	の変化、内圧の変化を踏まえてですね、保守側であるという説明が必要ではないかと考えています。
0:18:12	ここについて要はこれで保守が保守側といえることを示していただければ、現状の解析では問題ないと考えておりますので、
0:18:23	その辺、その辺りのエビデンスを構築をしていただきたいと思います。
0:18:30	まず 1 点目、以上ですけども、ご理解いただけますでしょうか。
0:18:37	原子力機構大洗の菅谷です。今の趣旨は理解したとは思いますが、現状の評価に周囲の温度変化として仮にですけど想定 - 40 から 38 度、
0:18:51	この温度変化の際の外の圧力というか、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※ 3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:18:54	こちらを考慮した場合でも現状の圧力が、保守的であるっていうような、せ、記載を追加する方向で考えてございます。以上です。
0:19:06	原科研の方はいかがですか。はい。
0:19:08	はい、原科研も大事です。この辺については大洗研等、よく話し合っ まして、今の菅谷さんからのお話の通り、
0:19:19	-40度から38度の
0:19:22	圧力を加味した上でのその評価。
0:19:26	を追記したいと思います。
0:19:29	以上です。
0:19:30	はい。
0:19:31	わかりました。
0:19:34	場合、これ保守側だっていうことの説明については、
0:19:42	いずれにせよ、なにがし申請書の中でですね、附属でも何でも結構だっ て、そういう説明、こういうことでこの設定は保守側ですよというこ がわかるような形で
0:19:57	修正、記載を保管、考えていただきたいと考えます。
0:20:02	よろしいでしょうか。次ですけども、
0:20:10	規則、木曾空2課規則で定められる技術基準にちゃんと
0:20:19	書かれてることにちゃんと説明されているかと、いうことを、こちら、 規制庁サイドでも、重点的、それに、それに主眼を置いて確認するとい うスタンスで現在ます。
0:20:32	そういうことで結局、今の今の圧力の問題とか、熱の問題ですね、特に 42号っていうのは今まで38度でやってりゃいいなというふうなところ があったんですけど、
0:20:46	あそこの規則の書きぶりは、運搬中に予想される、
0:20:53	温度や内圧の変化に対して、亀裂が生じないこと、ということがあります ので、今の最初の今の圧力条件を踏まえてですね、
0:21:06	この辺の説明が適正できてき
0:21:11	的確に説明されているかどうかということについて、今一度、申請書の 記載をご確認いただきたいと思います。
0:21:23	よろしいでしょうか。
0:21:27	大洗研スガヤです。承知しました。
0:21:30	原告モトハシでしようしました。
0:21:33	次にですね、規則の中で、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:21:40	亀裂破損を生じる恐れのないこと、いうものと、放射性物質の漏えいのないことというところが、
0:21:50	違うところがあるんですね。で、亀裂破損の生じる恐れのないことっていうのは、その中で、ちゃんとその申請書の中で、
0:22:02	構造健全性なりが、いや物が壊れませんよと、ということが示されている。
0:22:08	熱的には、例えば石岡の温度の範囲ですよということになるかと思うんですけども、それですすねただし、放射性物質の漏えいがないこと。
0:22:21	というのは、要は密封性が担保されなきゃいけませんよというふうに解釈できると思いますので、例えば、
0:22:33	規則で言えば、71条1号、引用元が55号の
0:22:40	外の圧力ですね外圧が60kPaに落ちたときとかですね。
0:22:48	例えば6条、7条2号、
0:22:54	2だったと思うんですけども、漏えいがないこと、それじゃなし、表面の汚染がいいかっていうところで、説明としては、
0:23:04	当事例2は、事前にそう測定されると、いうことと、一般の試験条件に置いたときに、外へ出ませんよっていう話。
0:23:16	ということの二本立てで、説明されるというふうに認識しています。
0:23:22	その場合にその外に出ないよと、密封性が密封性が保たれるよということについて、
0:23:31	要は規則上で言われる。
0:23:34	要求してるところに対してすべてそれがちゃんと考慮して説明されているかどうかというご確認をお願いしたいと思います。
0:23:42	要は、
0:23:45	要は漏れるか漏れないかっていうことは別に弾性範囲であっても、例えば紙とかそういうものを考えたら、出したら口は開く可能性も、口の口が、
0:23:59	絶対にしまってるという保証はないと思うんですけど、たわみが生じたり何か判断すると。
0:24:04	ですから、そういうところで、例えば荷重のかかり方が、口を開かない方向にかかっているんで問題ないというような説明でも構わないとは思いますが、
0:24:16	要は、たわんでオーリングが初期締付しろから、若干変わってしまうというようなところについては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:24:30	その3以上が主締付量を下回っていると、いうふうなこと。
0:24:36	ことについて、ちゃんと説明がなされているかということ、ご確認ください。で、それで確実にその今の記載に、
0:24:46	そういう記載をされてるということを、下が確認されてるか、今一度、
0:24:54	ご確認くださいと思います。なければ、追記等お願いします。
0:25:01	よろしいでしょうか。
0:25:04	大洗研スガヤです。はい。確認の上、適正化を図らせていただきます。
0:25:12	原科研マターです。今の記載を追記するというのは、G所のことでしょうか。
0:25:18	Gもですし、例えば、どこだ。
0:25:24	例えば、60kPaに落ちるってところは、の、
0:25:30	路上の4ポツ6のところの圧力のところで多分、今回の申請においても記載がなされてるとは思いますけども、そこ、その部分で、
0:25:42	その説明、要はその炉Gで、密封性が担保されますという、エビデンスとなるのが、A-4-6と考えられますので、その部分に
0:25:54	今のようなことがちゃんと確認されてると、いうことを記載いただきたいとか。
0:26:02	はい。検討県も帯磁率承知しました。
0:26:07	あえて説明しますと、今の今の申請書の記載ってというのは、中身を見ると、その危険分を開発して機密漏えい試験を行うから、
0:26:18	保たれるという、これ全然説明になってないんですね実はちょっと厳しい言い方しますとですね。
0:26:24	要は、いろんな条件とか圧力とか何とかそういう数ある条件がこのった時に、口がないかどうかという話で、綺麗な状態で、確認しましたって言っても、全然それは、
0:26:37	説得力がないことになりますので、その辺ご留意いただきたいと思います。
0:26:45	よろしいですか。
0:26:48	規制庁の石井ですけど、JACサイドは、今のホデのコメントに対して、
0:26:55	現状の記載はどういう考えで記載してたんですか。
0:26:59	事実確認という観点から、
0:27:29	規制庁イシイです。もう少し具体的に言うと今の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:27:33	での指摘は、申請書でいうとどこに当たるかっていうのはちゃんと理解されてるかっていうのをちょっと確認したいんですけど。
0:27:40	僕らも事実確認を行っているので、
0:27:47	原科研小俣次数すいません。
0:27:51	先ほど小瀬さんにご確認させていただいた事象、また章のところでの記載ですね、確かに今保たれる等の記載になっているんですが、それ以降の説明が、
0:28:03	必要と、こちらちょっと認識したんですがそれで正しいでしょうか。
0:28:08	規制庁の石井ですけど、事象のどこになりますか。
0:28:12	具体的にですね事象の
0:28:16	すいません今ちょっと資料を、
0:28:23	すいません尾張家の方からあれば先にどうぞ。
0:28:35	ホウライの菅谷です。事象で言いますと、7条の第1号が該当かと思えます。
0:29:07	規制庁石井です。ホデさんそういう理解で向こうの理解が正しいですかね。何を言いたいかっていうと、はい、わかりましたって言った時に本当にわかっているかどうか、お互いの
0:29:19	何ていうか、認識が違っているとまた、ヒアリングところ、
0:29:23	重ねなきゃいけないので、
0:29:33	これ、
0:30:03	例えば、先ほど71号、引用元が、55号のところ、圧力の差異はこの程度だから、要は構造健全性だけで説明されてるんですねこれね。
0:30:16	ということで
0:30:18	例えば、
0:30:22	これに加えて密封性の説明であれば、例えば蓋ふた九戸ですね、たわみが初期締付よりも小さいとかですね、いうふうな、
0:30:32	ことを、こちらとしては言及していただきたいと。先ほど友田社長、ちょっとどこかに記載が、土岐新名。
0:30:43	丹ですけども先ほどの、要は機密秘密の上、検査でOKだから問題ないよっていうところも、ちょっとすいません、私の方もあれで、
0:30:53	見つけ、ちょっとやっぱどこだったかちょっと忘れてるところもあるんですけども、そういう記載が残っているように、いうふうにこちら、
0:31:03	認識しましたので今、事実確認として申し上げた次第です。
0:31:10	規制庁らしいですけど、JAの確認という意味では、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:31:17	今は、
0:31:19	それからすてきなあったポイントっていうのは現状の解析結果の中から、何ていうんすかね、記載を抜き出して書けば、きちんと書けるっていう理解で正しいですか。
0:31:39	何を言いたいかっていうと、初期締付量と、何でしたっけ。
0:31:45	決算書系しょっちゅう北見ですかね、そこがちゃんともうすでに解析結果の中にあってそれを比較して、
0:31:52	ちゃんとその比較で今ホデが指摘したことが、
0:31:55	ちゃんと明確化できるというふうに理解して正しいですか。
0:32:14	原子炉機構大洗の菅谷です。
0:32:17	ご確認なんですけどジェイ・エム・エスの場合
0:32:21	スタブOリングの最大変位の箇所を 6.1. 1 で、
0:32:27	押し示してございますがこちらの、
0:32:31	ボーリングのつぶれしろは下回っており密封性は維持されるような記載を追記することを考えてますがいかがでしょうか。
0:32:39	相磯。それで結構です。要は、最も厳しい評価がなされていて、それに全部
0:32:48	包含されるようなことが読み取れば、下多田括弧に書いていただきたい。
0:32:56	要は放射性物質の漏えいがないこと。
0:33:00	それはミックス性が保たれるっていう根拠として、
0:33:04	要は構造健全性が維持されることと、その主機締め付けそのリングの初期締付知ろうに比べて、
0:33:13	要は負担の只野さんなりの口開き量が下回っているということが理解できるように記載いただければそれで結構です。
0:33:27	荒井須貝です。承知しました。
0:33:31	原科研も田尻もっと説明を丁寧にするのを心がけて記載いたします。承知しました。
0:33:38	規制庁の石井です。原科研がもうすでに今ある申請書の中身からとってくれば、今ホデが言った指摘を、
0:33:47	事象のところに追記できるという理解で正しいですか。
0:33:52	はい元算モトハシです。はい。そのご認識で、
0:33:57	大丈夫かと思えます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:33:59	規制庁石井です。わかりましたよろしく申し上げます。堀さん続けていただければと思いますありがとうございます。
0:34:07	えっとですね、次にですねこれはもう、
0:34:11	本当の記載の適正化だと思うんです。
0:34:14	理由型輸送物の技術基準って、最高使用圧力が70kPaと、
0:34:24	を超えないと。
0:34:26	超えないことっていうことになってるんですけども、これ規則の第7条第6号ですけども、
0:34:35	今の記載が、
0:34:38	何でもかんでもやっても70キロっていうふうな記載なんですけども、
0:34:43	要は、先ほどの1、一番最初に言った圧力様は、これは普通に使ってる時の最大最大ないやつですかね着最大なやつが、
0:34:57	まだ内規を超えないということで、今の記載は、対価とか、特に何か書いてあるけど、圧力試験の圧力もこれより低いとかって書かれてるんですけども、
0:35:11	それで全然関係ない話だと思うんですね。
0:35:14	したがいましてこれは要は、例えばどういう記載されてる。今日は規則をよく読んでいただいて、それに対してそこで言われてることが、
0:35:27	言われた圧力が幾らだろうかと、いうことに対して、
0:35:35	70キロを超えないよと、70kPaを超えないよっていうことを、これの所持ですけども、路地のところに記載いただきたいと、記載の適正化を図っていただきたいと思います。
0:35:49	以上です。
0:36:24	あの、
0:36:28	今見る限りではJRCの方をJRC。
0:36:32	ジェイ・エム・エスの方は、
0:36:35	そ、そのような記載になってると思うんです。JRCの方が、先ほど申し上げましたなんか試験圧力とか何とかっていうのが書かれてるように、
0:36:45	給付しておるんですけども、
0:36:49	はい原科研またその通りでございます。
0:36:52	であるならJRCの方は、適正化を図ってください。
0:36:59	はい承知しました。原科研も大事です。はい。よろしく申し上げます。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:37:04	あと、規制中止ですけど。すみません。今の記載のところって、当J Aとして、今回類似のキャスクなんですけど、その辺の記載の調整っていうのは、
0:37:16	されてなかったという理解ですか。
0:37:20	はい原科研も同じですちょっと不十分でした申し訳ございません。
0:37:24	規制庁石井です。これが今、まだこれからいろいろ指摘しますけど最後、概ね同じような、キャスクだと思っていて取り扱う中身も類似してると思うので、
0:37:37	その辺最終で提出される際には、同じ組織としてきちんと整合性を図っていただければと思いますよろしくお願いします。
0:37:47	はい、原科研もしモトハシです承知しました。
0:37:51	規制庁イシイレスポで三社続けていただければと思いますお願いします。
0:37:55	次は確認なんですけども、先ほどの4、42号ですね71号ですけども、熱膨張とか何とか、
0:38:10	例えば、
0:38:13	そう。
0:38:15	申請書の記載だと、5-1のaの方の1の2とかになると思うんですけども、
0:38:23	これについて
0:38:25	藤。
0:38:28	要は、あくまでも規則は、運搬中に予想される温度の変化と、いうことであります。で、今熱膨張とかな。結構細かく計算されているんですけども、
0:38:42	その温度の変化で、-40とか38度っていうことになると思うんですけども、その-40度から38度の周囲の温度の変化があったとしても、
0:38:54	今の説明で問題ないかということは、ちょっと確認いただきたいと思います。
0:39:00	よろしいでしょうか。
0:39:24	原子炉機構大洗の菅井です。今の点は-5.1、2の熱膨張の項目でよろしかったでしょうか。こちらに周囲の温度変化を考慮した場合を、
0:39:36	どのような形でしょうか。
0:39:38	だからその今の説明でいえるのか、今の説明のままで、今言ったことも、ちゃんと説明できているのかということを確認してください。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:39:57	承知しましたちょっと内容を確認させていただいて必要に応じて追記させていただきます。
0:40:03	原科研も同じく承知しました。原科研の方は、提案のところですね、マイナス 40 度からというふうなところなんか、
0:40:14	温度変化とかのことで記載されてると思います。
0:40:19	あとは、
0:40:24	先ほどの A の方の 2 のところ、これは J N E S も J R C も同じなんですけども、一応条文から上から 38 度の耐熱まで上がった時というところを、
0:40:38	になりますので、結局、
0:40:41	説明として、要は原科研の方の J R C 方については、その辺を踏まえて着、
0:40:50	ロジックが通るものかどうかということを確認していただきたいと思いますんで、
0:40:56	その構造とか何とかを踏まえてですね、ジェイ・エム・エスの方については、今の説明でどうなのかということをご確認いただきたいと思います。
0:41:10	よろしいでしょうか。
0:41:19	はい。大原委員承知しました。お願いします。
0:41:22	はい、原科研確認しながら進めていきたいと思います承知しました。
0:41:28	次にですねこれも基本的な話なんですけど、この 42 号、
0:41:35	ですけども、深度っていうのもあるんですねいずれの輸送物についても、共振しないというふうなところと、ジェイ・エム・エスの方については、
0:41:47	当間、これは宣伝習った記載になってると思います。
0:41:59	要は
0:42:01	どうですかね、その荷重が運搬中に想定される。
0:42:06	予想される、その加速度とか何とかに対して、増増倍はないと、いうふうなことを踏まえて健全ですよっていうふうなことが、記載があったと。
0:42:18	がされてると思います。で、
0:42:21	J R C の方は、そこまでの記載がまだ期さないというところがありますので、要は、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※ 3 一部に不開示情報が含まれていたので、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:42:33	共振しないからっていうところで止めるのではなくって、要は増倍を考 えても、輸送物は健全ですよということの説明ができるような、
0:42:44	が理解できるような節説明を2aをご検討いただきたいと思います。
0:42:50	ご理解いただけますでしょうか。
0:42:54	はい。原価検証しました。倍効果の方の間、
0:42:59	追求をしていくということによろしいでしょうか。
0:43:02	ただちょっと注意いただきたいのは、
0:43:07	やはり特別の試験条件を例に出して言うのはやめていただきたいと考 え、
0:43:14	特別の試験条件って18回の話ですから、
0:43:19	それで完全に健全であればそれ説明していただければいいんですけど も、全体、何かちょっとその損傷特に調整年限を許容するような基準、
0:43:31	設計基準に基づいて、その評価がなされてると思いますので、あくまで も一般試験条件までの荷重条件と、をベースに説明されるなり、
0:43:44	ということをお考えいただきたいと思います。
0:43:48	はい原科研も大事です。一般の試験条件の方の記載、
0:43:55	何ていうかね。
0:43:59	例えば、はい。自由落下とかですね、柔軟化外品はあれですけどその密 封装置とか、本体とかは、基本的に健全であると。
0:44:10	というような御説明なるかと思うんですけども、とか、積み重ねとか関 数とかありますけれども、その辺の荷重条件と企画していただくとか、
0:44:22	というようなやり方で、市からそれに対して計算してくださいというつも りはこちらありません。
0:44:29	はい原科研も大事です。今大洗研の方のジェイ・エム・エスの記載の方 がそのような形になっておりますので、こちらの方、我々の方の評価を 確認した上で、
0:44:41	記載していきたいと思います。以上です。はい。ジェイ・エム・エスの 方も、その中落下なのか、積み重ねなのかと、いうふうなところを踏ま えてですね、
0:44:54	ご説明をご検討いただきたいと思います。
0:44:57	で、
0:45:00	一つの懸念をちょっと申し上げますと、固縛装置とか、運搬中に予想さ れる加速度っていうのを、非常に高い

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたので、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:45:10	設計加速度のようなものを与えて、これなのかという形、評価がされて ると思うんですけど、
0:45:19	あんまりやるとこれで満足するかなと。包絡するかなっていうふうな説 明が非常に厳しいかと思しますので、その辺りは、
0:45:29	シナリオ考えていただいてですね、現実的な加速度に対してどうでしょ う、ということと、
0:45:34	例えば今ややられてる、10倍か10とかですね、米国基準、米国の輸送 規則の鉄道輸送に基づく勝つ事だと。
0:45:45	こちらは推定しますけれども、というふうに判断いたしましたけれど も、それは別に国内で求めている話でも何でもないと思しますので、その あたり、
0:45:56	説明のし内容が、矛盾がないような形で
0:46:02	ロジックが構築されるようにしていただきたいと考えます。以上です。
0:46:10	規制庁の石井ですけど、原科研側、共振しないっていうふうに今、例え ばロシアのG
0:46:16	というところでも書いてると思うんですが、その
0:46:20	ロジックみたいのが、どういうふうに考えられてたんですか、共振しな ければ大丈夫っていう、
0:46:34	確かにジェイ・エム・エス側と記載が多分、今違うんですけど。
0:46:41	原科研タムラです。多分共振しないっていうことで言い切ってしまうて るっていうことで、共振しないっていうことで影響がないっていう、そ ういう
0:46:54	説明の追記は、
0:46:57	それは不足してたと感じております。
0:47:06	規制庁の石井です。
0:47:09	何ですかね説明がロジックとして供試しないから大丈夫っていう説明を しようと思った時に今ホデからの指摘を踏まえて、
0:47:17	今後きちんと、ジェイ・エム・エス側と、
0:47:20	整合を図りながら書いていただけると思うんですけど、現状の
0:47:25	どういうロジックだったかって、今ちょっと説明がよくわかんなかった んですけど、強震共振しなければ大丈夫っていう、
0:47:32	ことで閉じようとしてたっていうことですか。
0:47:36	はい。原科研タムラです。その通りでございます。
0:47:41	規制庁石井です。わかりました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:47:44	これ三社ジェイ・エム・エス側の記載との整合を図ってもらえれば大丈夫です。そうですね。で、要は比較対象も適切かどうかというところも確認させていただきたいと思いますので、
0:47:57	そのあたり、先ほど申し上げました通り、その説明のロジックをどう考えるかということをよくJ M T R側と原科研側で
0:48:10	協議体いただいた上で、修正いただきたいと思います。
0:48:21	よろしいですか。
0:48:25	次なんですけどもどちらだったかな。
0:48:31	これはジェイ・エム・エスの方なんですけども、冒頭、
0:48:39	J Rの方からご説明いただいた通り経年変化の影響ということで短そこ、
0:48:49	は外す方法で検討されるということですがけれども、本文の中にも、要はあくまでも輸送物の評価なんで、
0:49:00	ここに運搬架台のようなものの強度評価は、
0:49:08	はっきり必要ないんですね、書かれているだろう。
0:49:12	それで要はそれであれば、もし落とすなり、参考でってということがわかるような形で記載いただきたいと思います。
0:49:24	全部同じトーンで書かれてるんで、羽鳥で、当然、辞書を見れば、輸送容器の輸送物って、核燃料輸送物でどの範囲かわかるんですけども、
0:49:36	だけど、輸送物でないものまで、一応ここで同じように評価されてるといことで、ちょっと違和感を感じます。
0:49:44	なので
0:49:45	参考ならサンゴということで何か追記いただいて、蒔田残す中でですね、何かその旨がわかるようにしといていただきたいと思う。
0:49:57	これはJ R Cの方は特になかったと思いますが、一応、余分な記載になってないかどうかということだけゴオクゲンはないかということだけは、ご確認いただきたいと思います。
0:50:16	小原池野スガヤです。ちょっと確認させてください。附属機器につきまして例えばの構造解析だと、現状 10 の附属書類の位置付けで
0:50:30	強度評価というか、のようなものを入れてございますが、他にもそういう箇所があって入れるとすればこういう中の附属書類のような形で入れればよろしいという理解でしょうか。
0:50:44	例えばですね、
0:50:48	例えば、A-4-5のところのジェイ・エム・エスの方ですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:50:53	光学装置っていうところで、必要なのは木場奏羽だけですよね評価が必要となってくると。
0:51:03	で、これ、例えばこの古閑久郷とかこういうやつも随分ご丁寧に評価されてるんじゃないかなというふうに思うんですけども。
0:51:14	はい。Aの4点ご確認させていただきました。おっしゃる通りかと思えますので、見直しの方を図ります。
0:51:23	マウスなりちゃんと参考まで取る。
0:51:26	青いソースではないが、例えば淘汰とかね、ちゃんとわかるようにしていただければいいと思います。
0:51:34	比較しました、ちょっと記載の入れ方につきましてはこちらで検討させていただきます。
0:51:41	で、次は、
0:51:46	JRCの方ですけども、確か垂直落下の評価のところ、中性子吸収材が、
0:51:56	入ってるんですけども、
0:52:01	共同部材ではないという宣言をされてて、かつ、先日の審査会合の説明では、バスケットに組み込まれたものとかで、
0:52:13	というような記載になったと思うんで、
0:52:20	なまじここで入っていると、何で構造強度部材じゃないのという、
0:52:25	ことにもなりかねないので、記載の適性が
0:52:32	をお願いします。落とすなり何なりということになるかと思えますけれども、
0:52:38	はい、原科研モーターです。そこの記載を、構造強度部材ではないという表現を入れるなり、規制の適正化を図りたいと思います。以上です。
0:52:51	規制庁の石井ですけど、今は何でそこに入れたんですか。
0:53:04	元もともと構造部材でないというのは、そちらもそういう認識だったと思うんですけど。
0:53:10	その時に今ほど言った庄司のところ、多分あれですかね、各条への適合性のところの、
0:53:18	ちょっと今どこかが直接見当たらないんですが、
0:53:28	もともと今までの説明でも、中性子吸収材は、構造部材ではないというふうな形かなと思ってたんですけど。
0:53:38	そこで、それを何か評価の中の考慮としてその構造部材、
0:53:43	間違えられるような感じでその中性子吸収

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:53:47	材を入れてしまった人は何なんですか。
0:54:03	織田さん、ロジのどこになりますか。技術基準。
0:54:08	ここはあんまり僕は気にしてなくて、厚労省、多少、SHOEIの6-1の9名田中のところの評価に、
0:54:21	中性子吸収材っていうのが入ってるんですね。
0:54:25	はい。
0:54:26	吉尾です。ロシアはですね、構造材、
0:55:34	例えば、土壌Aの165ページに、
0:55:38	中性子吸収材の強度ってか、
0:55:42	項目が上がってるんです。
0:55:53	規制庁石井です。わかりましたここですよ。SHOEIの165ページ。
0:55:59	はい原価形もわかりました。はい。
0:56:03	で、
0:56:05	要はこれ、
0:56:08	中性子吸収だって、
0:56:10	構造がね。
0:56:12	あの中に、要は中性子吸収能を持つ材料の所属化を、何か進んだというような形なんだけど、
0:56:23	評価する部分を見ても、これでいい。
0:56:26	ぱっと見るとこれで本当にいいのという、どこがどこが構造強度をするのという。
0:56:32	ふうな疑義も抱いてしまう。評価となっております。ちょっと、はい、と思います。本橋です。
0:56:44	3.12の強度のサーベ最後の結論のところを見ますと、臨界委員会。
0:56:52	性の影響がないということを確認しているということで、記載、
0:56:57	自体はこのまま残したいと思っているんですが、その辺の記載の、
0:57:03	誤解を与えないような記載に、
0:57:06	していきたいと思いますがいかがでしょうか。
0:57:10	ていうか、もともとこれ、
0:57:14	全国の審査会合の資料であれば、要はこれはあれではないんですか。
0:57:23	それから、バスケットのその紙仕切版とかそういうものにね、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

0:57:27	支えられる構造、支えられるか進まれている構造になるんでっていうような、ご説明があったと思うんですけど、その内容と矛盾しませんか。
0:57:42	だから
0:57:43	パッとビジネス。
0:57:45	その説明からいうと例えば仕切り板の評価とかはきっちり説明されてるというふうに認識してるんで、その仕切り板が健全性を保つことでこれ自動的に健全だっていうことは、
0:57:56	言えないんですよ。そういうというふうに、こちら受け取るんですけども、
0:58:02	いかがでしょう。
0:58:27	はい。現行でも大事ですし、この辺の記載の方法を、
0:58:31	当課でも検討させていただきたいと思います。
0:58:36	そのあと、
0:58:38	はい。ご相談できればと思うんですがいかがでしょうか。
0:58:43	少なくともどう、どのようにされるにしても、全体の全体のシナリオに整合があるような記載を
0:58:54	ご検討いただきたいと思います。
0:58:57	はい、原科研モーターです。承知しました。
0:59:00	はい。規制庁石井ですけど。事実確認の場なんであれなんですけど。いや、なぜここに入れてたかっていう意図が何なんですか。この中性子吸収材の強度っていう
0:59:26	例えば保冷の質問の中で当然、
0:59:29	落っこったときに、仕切り盤は一方で構造共同部材になるんだと思うんで、
0:59:35	起こっても変形しないとか、何ですかね、今のその、
0:59:43	使用済み燃料の要素の距離感をきちんと保つようにされてると思うんですけど、
0:59:52	そっちが壊れなくてもこっちが壊れてしまうことを今何か評価してるんですか。
1:00:39	原科研タムラです。中性子吸収材が、落下の時に変形しないっていうことで、周りに影響しないっていう。
1:00:52	ような、もっとわかりやすい説明残していくっていう形でよろしいんでしょうかそうすると、
1:01:01	削除するっていう等ちょっと

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:01:06	いろいろ未臨界の方にも影響するのかなっていう形があるんで、
1:01:12	じゃなければまた未臨界の方の評価、
1:01:17	未臨界前の評価をですねこちらの方に移すかという、どちらかなと今考えておるところなんですけど、
1:01:26	いかがでしょうか。
1:01:29	単独で単独で要はこれだけやられるような事情で考えられる。
1:01:34	であれば、極端な話、もしそういうことであるならば、
1:01:40	集積所中性子吸収断構造、構造強度部材ではないという、
1:01:47	あのときの審査会合での説明は、非常にちょっとまずかったんじゃないかなという。
1:01:56	要は、そそういうふうな荷重がかからないような設計してるから、バスケットの仕切り盤で、要は未臨界時短体系が保てますよと、その中に組み込まれてるんですけどっていう話であればいいと思うんですけども。
1:02:10	で、もしそうなれば、この、この中性子吸収材の中性子吸収材の構造強度に係る経年変化の影響っていうのを、またちゃんと、説明していただかなければいけないと思いますし、
1:02:23	材料の、あえて何材料かっていうことは今申し上げませんが、この材料が本当に経時的にこう受けたときにどうなるのかっていう説明が十分なのかどうかという金まで。
1:02:34	こちらは、させていただかなければいけないということだと。
1:02:39	その辺のご説明が短時間でできるのであれば、高津委員も、小杉新田失礼をいただいて、今の理屈で
1:02:49	そちらの方がお考えの理屈で説明していただきたいと思います。
1:02:58	ということもありますし、もっと言うと、今そういうご説明をされたら、
1:03:03	基本的に我々 J R C 方も J M A J R A 平面性型もバスケット構造は類似だと思ってるんですけども、そういうふうに認識しているんですけども、
1:03:13	そこの相違点とか何とかも全部話していただかないといけないということになると思います。
1:03:18	ですから、あまり余分なよくなったおかしいけど、本当に必要かどうかという情報なのかどうかということをよくお考えいただきたいと思います。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:03:28	聞こえちゃうんですけど、ジェイ・エム・エス側はどうなってるんでしょう。
1:03:35	小原井川に振ってしまって申し訳ないんですけど。
1:03:39	大洗研の菅谷です。中性子吸収材につきましてはAの構造解析の方には出てきてございません。Bの熱解析の
1:03:48	熱電熱伝達の部材の一つとして出しております。以上です。あ、失礼しましたあと飯野委員会解析ですねこちらの中で、
1:03:58	当委員会の方の未臨界防止ということで、こちらで出しております。以上です。それでよろしいんですけどその未臨界防止のところ、何かその変形とか、何かそういう影響はあるんですか。変形したら何か未臨界の
1:04:13	評価の中で影響してしまうとか、
1:04:20	現状考えているのは審査会合で説明した通りなんですけど組織の変化ですね、余裕とかが起きた場合には影響が出るとは考えてございます。以上です。
1:04:45	規制庁石井ですけど、原科研側はここで、
1:04:49	最終的な結論として、悪化しないから未臨界の影響はないって書いてあるんですけど、
1:04:55	その臨界評価の中で悪化してしまったら、
1:04:59	影響があるってということなんですか。
1:05:07	はい富田県タムラです。それ、それは支えられてるんで影響はないってということなんで、
1:05:14	ちょっとこの構造のところに書いてるのはちょっと勝ち過ぎなのかなという今、
1:05:22	思ってるところです。
1:05:31	規制庁イシイですけど、
1:05:33	よく、
1:05:34	ジェイ・エム・エス側と、
1:05:38	同じ組織としてよく整合を図っていただいて、
1:05:43	もう書いて申請されているので、どういう意図で書いてたかっていうのをきちんと説明していただかないと、
1:05:50	何かここに書かれたものがそのまま理解されてないで出てきているのか、その辺、やはりきちんと申請者として責任を持って説明してもらいたいんですけど、ホデの質問に対して何かあまりよくきちんと答えられてないような感じがするんですが。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:06:06	大丈夫ですかね。
1:06:14	はい、承知しましたちょっと整合性っていうか、
1:06:18	を図って、こちら必要かどうか、吟味して、
1:06:25	記載のほうを考えたいと思います。
1:06:27	規制庁の石井ですけど、すいません。何度も同じ質問をしてしまってるかもしれないですけどここで書いてるのって、アツカイしないよって民家への影響はないって書いてるんですけど。
1:06:37	その裏返しであったりしたら、影響があるっていうことなんですか。
1:06:43	開催しなければいい。
1:06:48	連携はしても構わない。
1:06:57	ちょっと今のところそこまでの評価は変え、
1:07:00	考えてないっていうか、してないっていう状況です。
1:07:06	でもここで規制庁石井ですけど、アツカイしないから未臨界の影響がないっていうふうな裏返しちゃうと、
1:07:14	返したら影響があるように見えるんですけど。
1:07:18	どういう意図でここで使ったのかが、
1:07:23	まさにホデの質問にもあった通り、それをここで、アツカイの影響に対しての経年変化の影響も加味していかなきゃいけなくなるので、
1:07:32	もともとどういう意図だったのかをきちんと説明できないといけないうのかなと思うんですけど、ただ、ただ書かれてたからではなくて、
1:07:40	その辺って、何かそちらの意図としては何かあるんですか。
1:07:47	要するにここで未臨界の影響はないというための評価でこの強度をやってるんですよね、今、今の申請書上は。
1:07:55	どういうことを考えられたのかな。その関係が、うちは妥当なのかどうかっていう、経年変化の考慮で言えば、先ほど大原議員さんが言った通り、
1:08:05	実際には、
1:08:08	何ですか熱伝導とか、臨界に対しての、
1:08:13	影響としてどういうことが考えられて、それが生じないので臨界の影響がないっていうふうに整理していくのかなあと思うんですけど、ここで、
1:08:22	今アツカイしない未臨界の影響はないって書いてあるので、いやその意図がどういうことだったのかなっていうのを、
1:08:30	確認しておきたいなと思ったんですけど。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:09:01	規制庁の石井です時間がかかってしまうようであればよく検討していただければと思うんですけど、なぜこれを聞いてるかっていうと、最初の時にこれは残した方がいいと思うんですがおっしゃった。
1:09:13	何か意図があるのかなというので、
1:09:16	これがないと、民間への影響が出てしまうのでということを知りたいのかっていうことを知りだとか、知りたかっただけなんですけど。
1:09:47	規制庁石井ですけど今すぐお金が出ないんであれば、
1:09:52	織田さんすいません、次の質問をしていただければと思います。わかりました。
1:10:00	よろしいですか。次、大瀬ですけども、
1:10:05	これは以前、お話したところなんです。
1:10:09	ところなんですけども、
1:10:13	放射能、収納物の放射能強が、
1:10:17	ジェイ・エム・エスの方が高いのに、
1:10:22	JRCの方は、200メートル親戚評価を
1:10:28	やられて、
1:10:29	ジェイ・エム・エスの方は、
1:10:34	辞めた親戚は適用しないと。
1:10:37	いう評価、そういう記載となっております。
1:10:44	いずれにせよ、適応の用品もありますし、考え方を当てて、
1:10:52	合わせた上でですね、
1:10:56	いずれを適正化するのかっていうのはあるんですけども、
1:11:00	ご検討いただきたいと思います。
1:11:03	要は、
1:11:04	こちらとして、後庄司二階ていただきたいのは、
1:11:08	この放射能強度は、例えば、菊池。
1:11:14	テラベクレルであり、
1:11:16	これに対して、
1:11:19	ある考え方で、
1:11:20	数値に対して何倍ぐらいです。
1:11:24	ですから、これは適用しない。
1:11:29	適用するんであれば、ペケペケテラベクレルであり、
1:11:35	10-5乗数値を超えることから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:11:40	200 メーター浸漬。
1:11:42	を評価して、密封装置の破損がないことを、
1:11:46	確認していると、というような、
1:11:51	ことが明確になるように、
1:11:55	と。
1:11:56	考え方と、
1:12:00	定量的に打つかということを示した上で、適用可否って、適用が外れているのであれば、適用をして評価をして、追加していただきたい。
1:12:12	と、川瀬。
1:12:14	以上です。
1:12:29	大洗研の菅谷です。JMS型ですけども、衣装2、Dの、
1:12:37	2表というのに主要な放射性核種と放射エネルギーというのを入れてございます。
1:12:43	こちらで通知の方確認して次の10万倍を引き起こさないことを確認しておりますので、
1:12:50	現状としましては江藤、200メートル親戚の方は特に考えてございませんが、
1:12:57	自所の方に、先ほど衛藤規制庁ホデさんが、もう瀬戸通りですけど、基準値に対してどのぐらいであるんで、それで超さないっていうのをわかるように記載したいと思います。
1:13:08	以上です。
1:13:13	原科研モトハシです。
1:13:15	現状、JRCの方は、衣装の先ほどご説明があった土肥庄野D-2は、
1:13:23	の方のその他の核種は、
1:13:26	10m16条ということで、これが個数ということで2百名たちに次の評価を、
1:13:33	しているところでございます。
1:13:36	以上です。
1:13:37	どちらが正しいのでしょうか。
1:13:41	どちらが正しいって量が同じで、例えば同じような照射条件で、冷却日数が多少短い。
1:13:48	冷却年数が若干長いから放射能強度がJRCの方は低いっていうのは全くわかるんですけども、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:13:54	できる核種って、同じようなもんですよねで、じゃあ、例えば、ジェイ・エム・エスと同じような考え方でに基づけば、
1:14:08	JRCはなくななくなる。
1:14:11	不要ということになる。
1:14:14	であればそう。
1:14:16	例えばこれ同時に、紙申請を受けて、同時に公開されて、そこで説明がきっちりされない限り、何でだろうという疑問は絶対わいてくると思いますし、
1:14:29	私も何であろうと思いましたので、やはりシナリオをちゃんと、よく、例えばJNESのやり方で、JRCに開き直したらどうなるのかとかです、ということを踏まえてですね。
1:14:44	適正化をお願いしたいと思います。
1:14:46	でも、双方で、JMT R原科研双方ですね、よく協議いただいて、共通のシナリオに基づいて、
1:14:58	やってやっていくべきなど、
1:15:03	やっていただきたいと考えます。以上です。
1:15:16	大洗研スガヤです。はい。原科研の方と調整し、適正化図りたいと思います。
1:15:24	はい。
1:15:25	私の方からは以上です。
1:15:36	規制庁の伊勢ですけど、原価フィングは最後のホデの指摘に対してはどうなんです。
1:15:42	はい原科研も大事です。はい。大洗研等、
1:15:46	同じように、同じようにというか大洗研と検討していかないといけない。
1:15:51	部分なので、検討していきたいと思います。以上です。
1:15:59	市長の石井です。よろしく申し上げます。
1:16:06	規制庁の真下です。
1:16:08	はい、わかりました。議長からほか、井坂さん迫さんからあたりしますか。
1:16:14	わかりました。はい。
1:16:17	すみません、ちょっと本日方からいくつか。
1:16:21	そう。
1:16:22	やっていただいたんですけど、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:16:24	ご回答の中で、検討してるところが結構散見され、
1:16:28	と。
1:16:29	これ、これらはどれくらいのスケジュールか。
1:16:32	モッコで何か我々とかしていただくと、ちょっとそのスケジュール立てて欲しいと。
1:16:43	大洗研の菅谷です。すいませんそのスケジュール感というのはごめんなさい補正提出時期の後は、お話でしょうか。
1:16:53	それとも何か検討後に、
1:16:55	行政相談のような形が開かれるような形でしょうか。よろしく願います。
1:17:01	ちょっと私が申したのは、どちらかという、その行政相談、ヒアリングみたいな形で、今、今日というか、質問とか、検討いただけることに対して、いつごろ、
1:17:13	トップで返していただけるかという意味で、しました。はい。以上です。
1:17:21	あ、規制庁のイシイですけど、今のニッサカの指摘は、そちらが検討しますっていうふうに宿題として受け取ってしまってるものを、どう返していただけるのかっていうポイントだと思いますが、
1:17:33	先ほど、元大洗研の方から補正の時期って話もありましたけど、補正をするにあたって、その検討しますの結果がどうなのかっていうのをよく精査しないと、
1:17:45	補正がまた再補正になってしまうので、
1:17:47	その辺、JAサイドとして、どういうスケジュール感でいるのかっていうのが、ニッサカの質問だと思いますが、
1:18:14	大洗研の菅谷です。すいません面談の日程なんですけども本日ちょっと宿題事項原科研等もちょっとお話をしなくてはいけないかと思ってるんですけども、
1:18:24	この場でご回答した方がよろしいでしょうか。面談後の回答では駄目でしょうか。
1:18:29	よろしく願います。
1:18:33	また規制庁イシイニッサカさんじゃお願いします。はい。規制庁西坂です。今この場で即答していただく感じもないんですけど、
1:18:42	常識に考えまして、7月末に審査会合を開いてる案件ですので、
1:18:48	我々としても、外のホールでは、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたので、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:18:51	あれ復旧でき速やかに内部でも承知をしなきゃいけないと認識しております、
1:18:57	ちょっとちょっと8月という時期でありますけど、
1:19:01	ちょっとそのタイプっていうのを我々の方から好転して、本当は紹介とかちょっと繰り返させていただくということだけちょっと
1:19:22	大原池野スガヤですありがとうございますすみません、1週間程度時間をいただきましてその後面談、
1:19:30	いただければと思うんですけど、ただちょっと今、大原池が話してるんですけど原科研の方はいかがでしょうか。
1:19:48	はい。原科研も大事です。今最後にホデさんからいただいたコメントのところで、
1:19:57	どちらカーに合わせるとなると、
1:20:01	計算が必要ではないかと思っているんですがその辺はどうでしょうか。
1:20:12	藤堀池。
1:20:13	計算という、すみませんホデですけど、計算っていうのは、何の計算をやられるんですか。
1:20:19	はい終わりの方で、JRCの方で言いますと、このその他の部分、
1:20:27	というところの数字を明らかにしていけないと、
1:20:31	この200メートル浸漬というかBU型2該当しないとか、そのような、
1:20:37	判断ができないのかなと思ってたんですが、
1:20:43	以上です。
1:20:50	でも
1:20:52	どのような形状とか何かちょっと確認とかあるんでしょうけども、結局はまわしても、オリエンをますレベルですよ結局、
1:21:08	また、もし、
1:21:11	ですというふうに認識してるんですけども、いかがでしょうか。
1:21:21	はい、原科研も大事です。はい。
1:21:25	ポーリングを回すということは承知しております。
1:21:28	はい。
1:21:32	どうぞ。
1:21:36	はい。
1:21:37	1週間。
1:21:40	といいますと、8月、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:21:45	電波、
1:21:51	はい。
1:21:56	はい。
1:22:05	はい、承知しました。
1:22:07	1週間、はい。
1:22:11	以上です。
1:22:14	すみません、規制庁の大瀬ですけども、
1:22:18	今ある、
1:22:20	今、計算されるっていうことだから計算していただいで、ご説明 いただくということで、全然、いや、もうそれで結構なんですけども、 基本的な中で、
1:22:33	重要なのは、むしろいろいろ、今日事実確認させていただいたところの 大きなところっていうのは、
1:22:41	ロジックがどうなってんのかなってところがほとんどだと思ってい ますね。ですから、
1:22:47	そのロジックがちゃんと、その一種、次の日をやるとしてもですね、ご 説明を、そこに注力していただきたいと、いうふうに思います。
1:23:04	な何かあるから計算すればいいやっていうことよりも、
1:23:09	1度これで要は、原科研、
1:23:14	にしても、もうJMT Rにしても出せるということ等は、結局、組織の 中で、
1:23:25	これでロジックを通っていて
1:23:30	これまで、これまで確かに承認終えた設計であるにしても、そのロジッ クは使えるというご判断で、多分申請されたと思うんで、そこ、
1:23:44	そういうことを踏まえてですね、ロジックが、で、今回言ったのは、要 は、より規則にですね規則で言われてる技術基準に対して適正に説明さ れているかというところを、
1:23:58	我々は注意して見ているということを申し上げましたけども、その辺を 踏まえて、ちゃんと今までの説明に
1:24:07	今やってることはしっかりやってあるというふうに認識していますの で、こういうロジックがちゃんとしてますよということで、これはこの ように考えられますだからこのようにこの結果を踏まえてこのように説 明しますというふうな、
1:24:19	形で、節、説明を考えていますですね、ということで

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:24:27	次回、ご回答いただければと思います。以上です。
1:24:35	現行減少しました。
1:24:39	はい。あれ検出しました。
1:24:43	規制庁の岸ですけど最後のホデの指摘ですけど、
1:24:48	必ずしも合わせなきゃいけないものではないと思いますが、じゃあ、違うんだったら、
1:24:56	何が違って、
1:24:58	どうして違わなきゃいけないのかを適切に説明してもらえればいいと思うんですが、
1:25:03	織田さんそういう理解で結構です要は、
1:25:07	これもなるほどだね、あれを。なるほどねっていうことがわかれば、規則により照らし合わせて、その通りですねっていうことがわかれば結構です。
1:25:19	規制庁の石井ですけど、その辺は同じ組織の中で、さっき俺が言った通り、同時のタイミングでほとんど変わらないような内容の申請がされている中で、
1:25:29	違う部分があるのであれば、きちんとその違う部分の理由と、ロジックを持ってちゃんと説明してもらえればと思いますけど。
1:25:38	理由がこういうことなんでそこは違うんですってということが説明されればいいと思います。
1:25:46	ただ先ほどの中性子吸収材の強度については、
1:25:50	もし
1:25:52	原科研側が今の
1:25:54	ものを残さないといけないのであれば、
1:25:57	おそらく審査会合マターになるので、
1:26:00	この前言ってるのは間違いでしたをきちんと訂正してもらう必要があると。
1:26:05	思いますので、その辺は適切に、
1:26:08	今のJM側の考えをよく理解した上で、その考えが適用できない、できないのかも含めて、
1:26:17	きちんと整理していただければなと思いますがいかがですかね。
1:26:21	はい、原科研も大事です。はい。承知しました。駐車場代の件についても承知しました。
1:26:28	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:26:31	規制庁の石井ですけれども、J M T R が最初にちょっと質問した
1:26:38	4 連の熱解析の結果を見ていただいた上で、
1:26:45	同じような、何か申請書になるのかどうかというのも含めて現状での 考え。
1:26:51	いかがですか。
1:26:57	原子力機構の菅谷です。失礼しました大洗の菅谷です。
1:27:01	現状、4 電の補正書を見させていただいてございますが、
1:27:06	まず、ジェイ・エム・エスも同様なんですけど、経年変化の章につきま しては記載の適正化をまず図りたいと考えてございます。
1:27:15	次に、4 年の申請書で申しますと、
1:27:21	2、2 章ですね、
1:27:24	2 章の安全設計及び安全輸送に関する特記事項というところに、
1:27:30	安全向上の観点から緩衝材として使用する木材の経年変化に関する知 見、
1:27:36	拡充の取り組みと以下書いてございますがこういった記載、こちらも入 れようかと考えてございます。
1:27:44	温度解析のデータにつきましてちょっと 4 電の方の資料をご確認させ、 してたんですけども、新たに追加したものはないという理解でいるん ですけども、
1:27:56	我々としましても現状の解析結果と実績値から、緩衝体表面の温度は、
1:28:02	40 度程度っていうふうに結論づけをとら思っておりますので、先ほど 申した追加と適正化を考えてございます。
1:28:11	以上です。
1:28:13	規制庁吉井ですけど、今のお話を伺うと、この前審査会合で説明いた だいた、
1:28:21	表面の温度とか、その表面の温度同表面とその本体表面の温度解析の結 果とか、その表面温度解析の
1:28:31	結果に基づく緩衝体の温度の値っていうのは、現状の安全解析の中から 適切に説明できるというふうに理解すればいいですか。
1:28:47	はいその安全解析の方のデータから、持ってきてございますので、その ように考えてございます。
1:28:56	規制庁のイシイですわかりました。必要な温度データっていうのはどこ から持ってきてるのかっていうのも含めて、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。

1:29:05	適切に補正に反映してもらえればと思います。織田さんそんな感じで大丈夫ですか。いいと思います。
1:29:13	要は、セ先日の審査会合の説明でも、
1:29:21	事実関係からいくと、表面の輸送物の人の選択かどうかわかりませんが、温度が何度程度でしたというその事実があって、
1:29:31	これと緩衝体の温度最高温度からの相関を見ると、
1:29:40	もうほぼこの表面の温度と緩衝体の、この説明では最高本部。
1:29:46	であったと思いますけども、その最高度がほぼ同じということで、
1:29:52	どっちも
1:29:53	多分な。それこそ、申請書に書か申請書じゃなくて先日の説明であった解析評価で、■とか80度っていうところはほぼ同じだということの判断から、
1:30:06	やったということなんで、
1:30:11	そういうふうにもこちらも読めるかなあとは思っていますのでその辺りを適切に効果が誤解がないような記載でご説明いただければと思います。以上です。
1:30:26	荒井須貝です。承知しました。
1:30:32	規制庁の石井ですよろしくお願いします。
1:30:37	今日の件に関して私からも以上ですが、規制庁側で、ほかに何かあればと思いますがいかがですか。
1:30:51	規制庁の真下です。
1:30:55	こちらは何もありません。JAの方から何か質問等ありますか。
1:31:07	大洗研タニモトです特に大洗研の方からは、コメントございません。
1:31:16	はい。現行県も同じです。同じくありません。以上です。
1:31:22	規制庁の真下です。はい、ありがとうございます。では本日のヒアリングをこれで終了したいと思います。本日はありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。
- ※3 一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っています。